

答 申

第 1 審査会の結論

平成 1 1 年 3 月 4 日付け、平成 1 1 年 4 月 1 4 日付け、平成 1 2 年 2 月 2 3 日付け及び平成 1 2 年 6 月 1 日付け「福島県公共事業評価委員会委員の委嘱について」の 4 件（以下「本件公文書」という。）を一部開示とした決定において、開示しないこととした部分のうち、福島県知事（以下「実施機関」という。）は、次の部分を開示すべきである。

- ・ 福島県公共事業評価委員会委員に委嘱された候補者に係る「県審議会委員の委嘱状況等」及び「候補者としての選定理由等」に記載された部分。

第 2 異議申立てに係る経過

1 平成 1 3 年 2 月 6 日、異議申立人は、福島県情報公開条例（平成 1 2 年福島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「福島県公共事業評価委員会委員の委嘱決定にかかる文書」との内容で公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 平成 1 3 年 2 月 2 0 日、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、本件公文書を特定し、県審議会委員の委嘱状況等、委員の年齢、辞任理由、優先順位、候補者としての選定理由等、委員候補者（非選任者）の氏名及び現職、委員の略歴（現職名を除く）、委員候補者（非選任者）の略歴が記載された部分を開示しないとする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の理由を付して、異議申立人に通知した。

（ 1 ） 条例第 6 条第 2 号該当（条例附則第 3 項適用）

特定個人に関する情報であって、第 2 号本文に該当し、同号のただし書のいずれにも該当しないため。

（ 2 ） 条例第 6 条第 7 号該当（条例附則第 3 項適用）

実施機関が行う公共事業評価委員会委員の選定に関する候補者の相対的な評価に関する情報であって、開示することにより、委員及び県民の間に選定に対する不用な誤解や憶測を招きかねず、将来の委員選定事務の公正若しくは円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

3 平成 1 3 年 3 月 1 5 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、「県審議会委員の委嘱状況等」及び「候補者としての選定理由等」に関する部分を取り消し、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述を総合すると、次のとおりである。

(1) 国・地方公共団体の財政が深刻化する中、県民・納税者の公金の支出（公共事業）の是非・妥当性等を審議する公共事業評価委員の推薦理由等を不開示とする理由は、条例に照らして妥当性を欠く処分である。

公共事業評価委員に関する情報は、委員会の設置の趣旨・目的からすれば、当然に県民に公開する必要がある情報である。

(2) 県審議会の委嘱状況等は、公務としての委嘱であるので、不開示とされた情報においても、委員個人のプライバシーを侵害するとはいえない。

(3) 地元住民は、公共事業評価委員会で意見を述べる機会が与えられていないにもかかわらず、事業継続か、凍結かの決定の過程においては、なぜか公共事業評価委員会の意見が相当の重みを持って尊重されており、公共事業評価委員会は、県と共に事業を行う地元自治体の財政状況をどれだけ正しく理解したうえで、審議されているのか疑問視される。このことから、公共事業評価委員会の委員がどのような識見やバックグラウンドを持って審議されているのかを公開しても委員個人のプライバシーを侵害するとはいえない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書を一部開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

1 本件公文書について

(1) 本件公文書に係る事務の概要

県では、公共事業を取り巻く状況変化に的確に対応するため、県庁構造改革プログラムに「公共事業の重点的・効率的な執行」が定められていることを踏まえ、その具体的な取組みの一環として公共事業評価システムを導入し、学識経験者で構成する福島県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、事業に着手後既に長期間が経過している等一定の事業について適切な評価を行った上で対応方針を決定するシステムの確立を図っている。

委員会は、「福島県公共事業評価システム要綱」及び「福島県公共事業評価委員会設置要領」に基づき、平成11年3月から設置・運営しているものであり、県が提出した評価対象事業に係る対応方針（案）について専門的な見地から審議を行い、知事に意見を具申するものである。

委員については、（ア）地域政策、経営・経済学等に関する学識を有する者、（イ）公共事業に関する専門的な学識を有する者から知事が委嘱することとされている。

（２）本件公文書について

本件公文書は、委員会を構成する委員の委嘱を行うための起案文書であり、委員候補となった学識経験者の「氏名」、「年齢」、「略歴」、「県審議会委員の委嘱状況等」、「候補者としての選定理由等」、「優先順位」を記載している。

2 一部開示決定理由について

本件処分のうち、本件異議申立ての対象としている「県審議会委員の委嘱状況等」、「候補者としての選定理由等」については、条例第6条第2号該当として不開示としたが、その理由は次のとおりである。

本件公文書は、委員会を構成する委員の委嘱を行うためのものであり、「県審議会委員の委嘱状況等」、「候補者としての選定理由等」には、候補者として選定する根拠となった各学識経験者の類似審議会委員への就任状況や具体的な研究内容等の個人に関する情報を記載している。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第6条第2号ただし書に規定する「ア 法令等の規定により何人も閲覧することができる情報」、「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「ウ 法令等の規定による許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められたもの」のいずれにも該当しないため、この部分を不開示しないこととしたものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、委員候補となった学識経験者の「氏名」、「年齢」、「略歴」、「県審議会委員の委嘱状況等」、「候補者としての選定理由等」、「優先順位」等を記載した、当該委員会を構成する委員の委嘱を行うための起案文書である。

なお、本件異議申立ての対象となっている「県審議会委員の委嘱状況等」及び「候補者としての選定理由等」については、候補者として選定する根拠となった各学識経験者の審議会委員への就任状況、具体的な研究内容や活動状況等の個人に関する情報が記載されている。

2 条例第6条第2号該当性について

(1) 条例第6条第2号について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーについては、最大限に保護されるよう配慮する必要があるとの観点から措置された規定である。すなわち、個人プライバシーの概念は法的にも、社会的にも必ずしも明確ではなく、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記録されているときには、同号ただし書のいずれにも該当しない限り、原則として不開示とすることを定めたものである。

(2) 条例第6条第2号本文該当性

「県審議会の委嘱状況等」及び「候補者としての選定理由等」には、候補者として選定する根拠となった各学識経験者の審議会委員への就任状況や具体的な研究内容等が記載されているが、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であり、条例第6条第2号本文に該当すると認められる。

(3) 条例第6条第2号ただし書の該当性

ア ただし書ア、ウの該当性

本件異議申立ての対象となっている委員会は、法律や条例の規定に基づいて設置された附属機関ではなく、県の要綱で設置が定められた、いわゆる私的な諮問機関である。

この委員会委員の委嘱に当たり、実施機関が作成・収集した各候補者に関する「県審議会委員の委嘱状況等」及び「候補者としての選定理由等」は、委員として適任の者を候補者として選定したことを実施機関内部において説明するための情報であり、法令等の規定に基づき何人も閲覧できるものではなく、また、法令等の規定による許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は、取得した情報ではない。

したがって、これらの情報は、第6条第2号ただし書ア及びウのいずれにも該当しないと認められる。

イ ただし書イ該当性

条例第6条第2号ただし書イ「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」の該当性を検討するに当たっては、委員に委嘱された候補者については、委員会の開催に当たり、既に氏名及び現職が公開されているなど、委員に委嘱されなかった候補者とその取扱いに差異があることから、それぞれに分けて検討する。

(ア)「委員に委嘱されなかった候補者」の個人情報について

「県審議会委員の委嘱状況等」や「候補者としての選定理由等」を公表することによって、すでに公表された「専門分野」、関係著書、各種のホームペー

ジ等で公開されている情報等と組み合わせることにより、候補者となった特定個人がかなりの程度判明すると認められる。

また、「委員に委嘱されなかった候補者」の個人情報については、本人から公表することの了承を得て収集したものではなく、公にすることが慣行になっているものとは認められない。

さらに、本件公文書に記載された情報から、各委員の優先順位などが推測され、委員に選任されなかった候補者の社会的評価に影響を与えるおそれがあり、候補者個人のプライバシーにも関わると考えられる。

これらの理由により、条例第6条第2号ただし書イの「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」には該当しないと認められる。

以上により、上記の情報は、条例第6条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(イ)「委嘱された候補者にかかる情報」について

委嘱された候補者にかかる「県審議会委員の委嘱状況等」、「候補者としての選定理由等」には、県や国の他審議会への就任状況や所属学会や研究活動等の状況が記載されているが、これらについては、その内容から一律に判断することが難しいことから、それぞれに分けて検討する。

a 他審議会の就任状況について

県が設置する審議会等の委員の経歴については、ある程度、県民への説明責任からも公表が予定されていると考えるべきであり、また、本県の審議会や国の審議会の委員については、その審議内容から委員名さえ公表できないという特殊なものを除いて、構成委員名は一般に明らかにされているとみることができる。このことからすると、これら「他審議会の就任状況」は、公にすることが慣行となっているものと認められ、また、これらの情報が開示されたとしても、社会通念上、個人のプライバシーを侵害するものではないと認められる。

b 活動状況について

これらは、個人の評価という側面も有するものではあるが、対象公文書を見分した限りにおいては、一般的な周知の事実を客観的に記載したもので、公表が予定されていると解すべきであり、また、これらの情報を公にしても社会通念上、個人のプライバシーを侵害するものとは認められない。

以上により、本件内容については、ただし書イに該当するものと判断する。

3 結論

以上から、「第1審査会の結論」のとおり判断する。

4 当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成13年 4月 6日	・ 諮問書受付
平成13年 4月18日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成13年 5月17日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書受付
平成13年 5月31日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成13年 6月28日	・ 異議申立人から一部開示決定理由説明書に対する意見書 ・ 資料を受付(1回目)
平成13年 7月23日	・ 実施機関への異議申立人からの意見書の閲覧及び写しの交付
平成14年 1月25日 (第94回審査会)	・ 異議申立ての経過説明
平成14年 2月15日 (第95回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成14年 3月14日 (第96回審査会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成14年 5月10日 (第97回審査会)	・ 審議
平成14年 6月7日 (第98回審査会)	・ 審議
平成14年 7月12日 (第99回審査会)	・ 審議

他の審議事案も並行して行った。

(参考)

福島県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
稲庭恒一	福島大学行政社会学部	会長
大河内重男	弁護士	
垣見隆禎	福島大学行政社会学部助教授	
高城勤治	社会福祉法人アイリス学園理事	会長職務代理者
田邊真弓	郡山女子大学短期大学部教授	

(五十音順)